

第2部 本編

警察の組織と 公安委員会制度

第1節 警察の組織

第2節 公安委員会の活動

第1章

CHAPTER 1



第1節

警察の組織

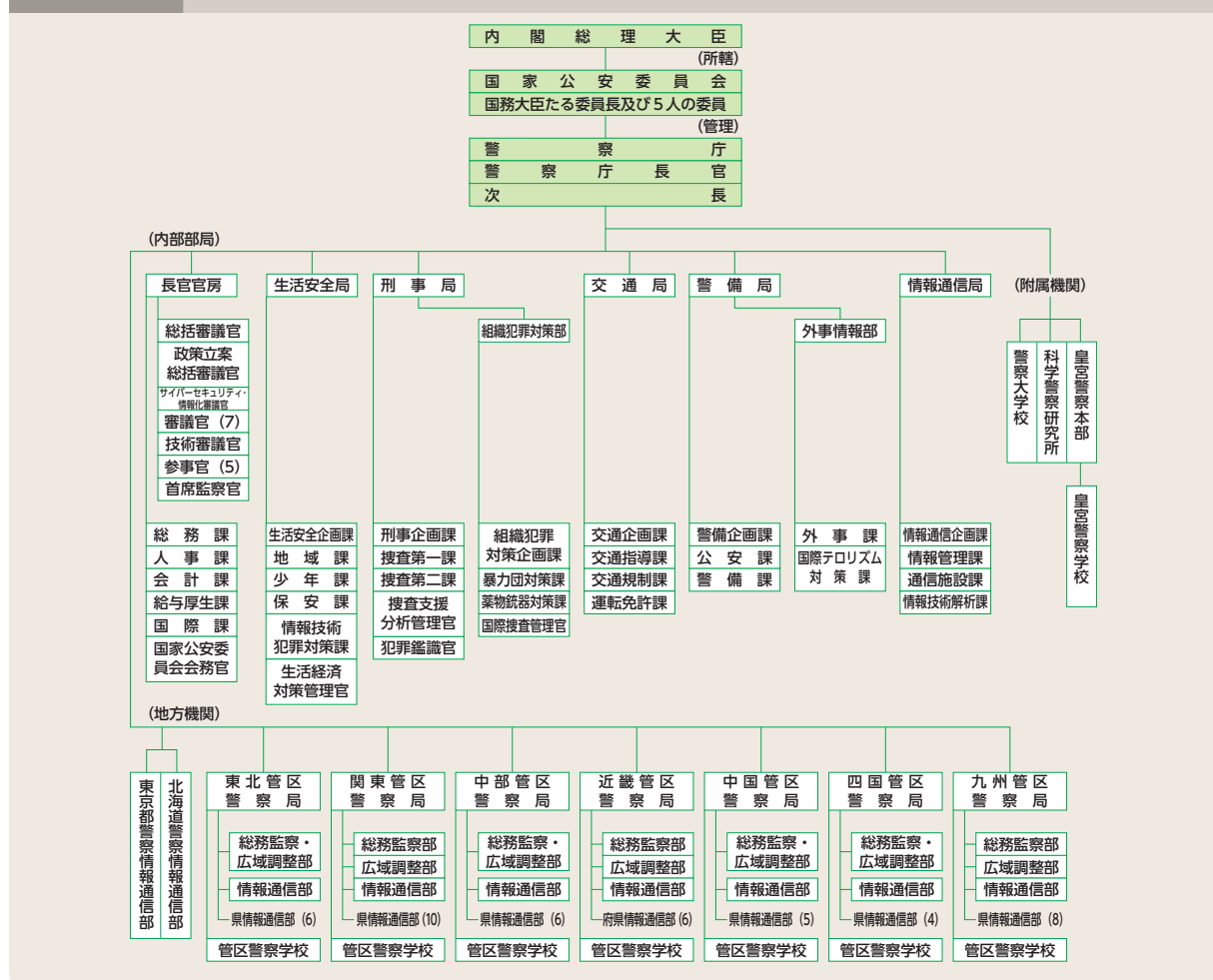
(1) 公安委員会制度

公安委員会は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政委員会であり、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。国家公安委員会委員長には、治安に対する内閣の行政責任の明確化を図るため、国務大臣が充てられている。

(2) 国の警察組織

執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

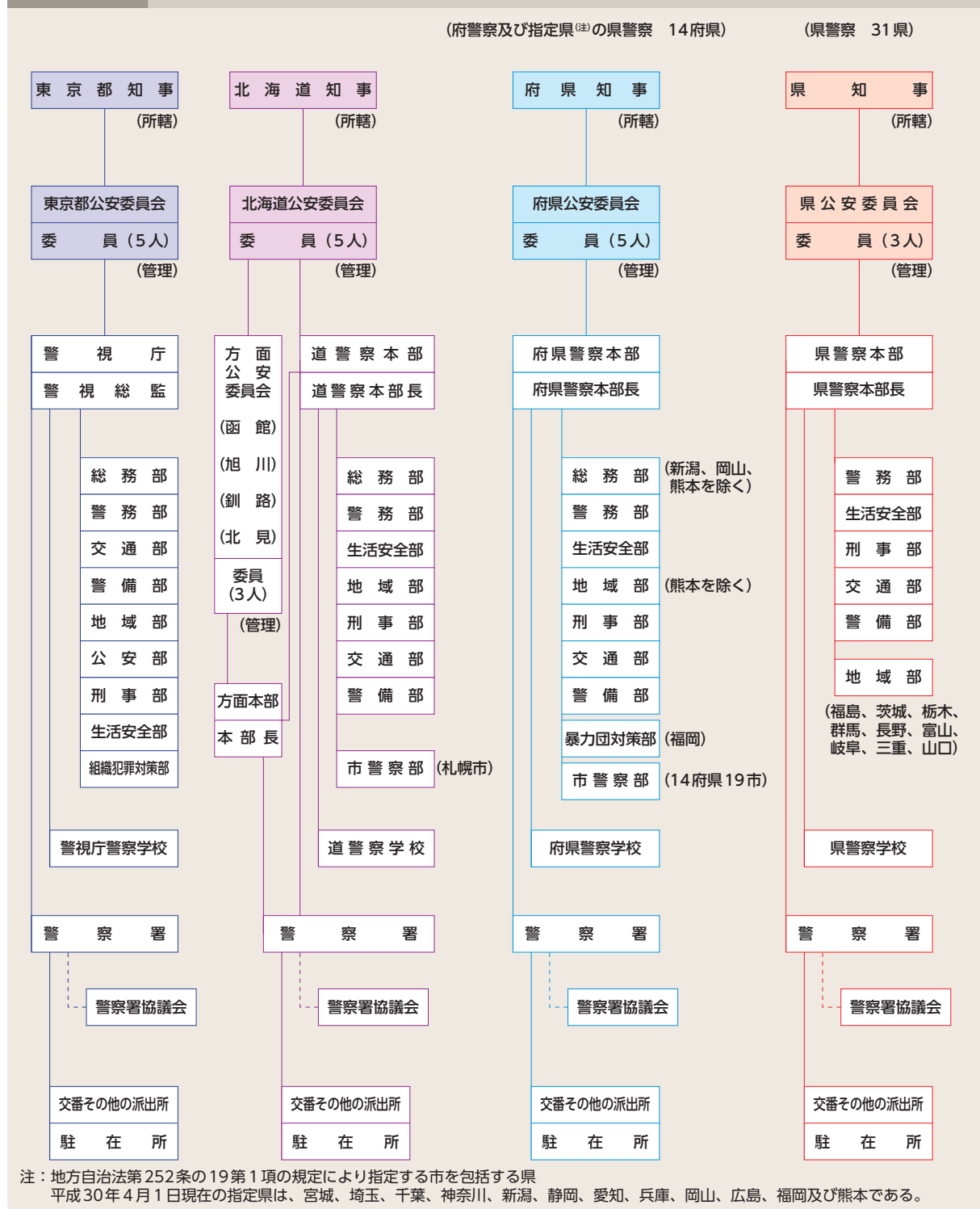
図表1-1 国の警察組織（平成30年度）



(3) 都道府県の警察組織

平成30年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,159の警察署が置かれている。

図表1-2 都道府県の警察組織



第2節

公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

① 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

図表1-3 国家公安委員会の構成（平成30年6月1日現在）

委員長	小 此 木 八 郎	国務大臣、衆議院議員
委員	川 本 裕 子	大学教授
委員	北 島 信 一	元外交官
委員	木 村 恵 司	会社特別顧問
委員	安 藤 裕 子	元裁判官
委員	小 田 尚	元会社役員

② 活動

国家公安委員会では、国家公安委員会規則の制定、警察庁長官や地方警務官^(注1)の任命、監察の指示、交通安全業務計画や防災業務計画の策定等、警察法やその他の法律に基づきその権限に属させられた事務を行うほか、警察庁が担う警察制度の企画立案や予算、国の公安に関する事案、警察官の教育、警察行政に関する調整等の事務について警察運営の大綱方針を示し、警察庁を管理している。



国家公安委員会の定例会議

国家公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するものとしている。また、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。このような活動の状況については、ウェブサイト^(注2)で紹介している。

注1：都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

2：https://www.npsc.go.jp/

CASE ▶

平成29年12月、国家公安委員会委員長は、警視庁を訪れ、通信指令センター、交通管制センター等を視察した。



通信指令センターを視察する国家公安委員会委員長

CASE ▶

29年5月、国家公安委員会委員は、広島県を訪れ、広島県広島西警察署中広交番を視察し、勤務員を激励した。



中広交番を視察する国家公安委員会委員

CASE ▶

29年6月、国家公安委員会委員は、静岡県を訪れ、浜松市外国人学習支援センター及び外国人学校を視察し、外国人児童に対する学習支援等について説明を受けた。



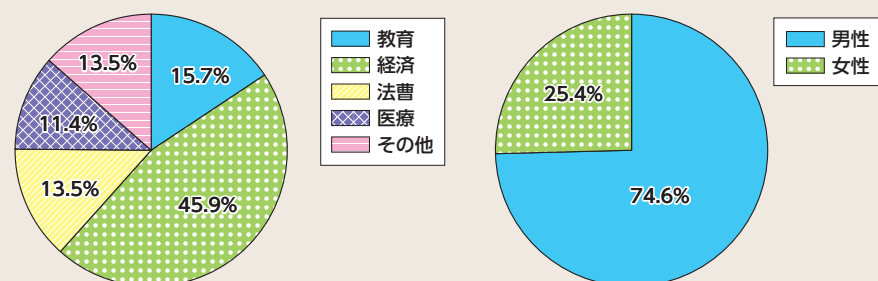
外国人学校を視察する国家公安委員会委員

(2) 都道府県公安委員会

① 組織

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。ただし、道、府及び指定県の場合は、委員のうち2人の任命は当該道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者について行う。

図表1-4 都道府県公安委員会委員の構成（平成29年末現在）



② 活動

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故及び災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。



香川県公安委員会のウェブサイト

都道府県公安委員会は、おおむね月3回ないし4回の定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。

CASE ▶

平成29年6月、秋田県公安委員会委員は、警察学校を訪れ、県警察で直接飼育している直轄警察犬の訓練を視察するとともに、直轄警察犬の指導を担当する警察官を激励した。



直轄警察犬の指導を担当する警察官を激励する
秋田県公安委員会委員

CASE ▶

29年4月、新潟県公安委員会委員は、柏崎刈羽原子力発電所を視察するとともに、同発電所の警戒警備に従事する機動隊員を激励した。



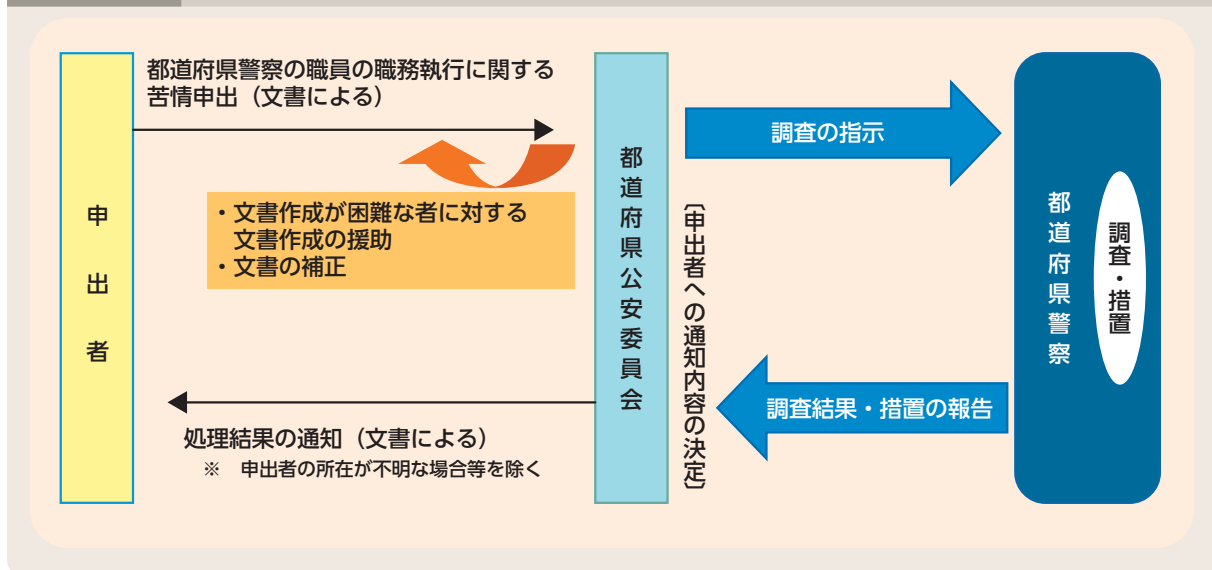
機動隊員を激励する新潟県公安委員会委員

(3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。平成29年中は、全国の都道府県公安委員会において894件の苦情を受理した。

なお、警察本部長や警察署長に対して申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情でこの制度によらない申出についても、処理の結果を申出者に通知するなどの対応を行っている。

図表 1-5 苦情申出制度の概要



また、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができる。

(4) 公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開催している。平成29年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を2回開催し、公安委員会の管理機能の充実・活性化、警察業務の合理化・効率化、特殊詐欺対策等について意見交換を行った。

また、各管区及び北海道において、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議が合計13回開催され、国家公安委員会委員も出席し、各道府県の治安情勢やそれぞれの取組についての報告や意見交換が行われた。

さらに、都道府県公安委員会相互間の意見交換が行われるとともに、都、道、府及び指定県の公安委員会相互の連絡会議が開催された。



全国公安委員会連絡会議

CASE

29年8月から同年9月にかけて、福岡県公安委員会委員が京都府を訪れ、京都府公安委員会委員と暴力団対策、交番における外国語対応等について意見交換を行ったほか、京都府東山警察署祇園交番及び京都府警察平安騎馬隊を視察した。



祇園交番を視察する福岡県公安委員会委員

公安委員の声

他機関との連携・協力

鳥取県公安委員会委員長

まつもと のりこ
松本 典子

委員就任 平成24年7月23日

委員長就任 平成29年7月22日

産官学の連携等、各界において様々な連携・協力が進められていますが、警察では、とりわけ特殊詐欺被害や高齢運転者による交通事故の増加等に対応するため、他機関に協力を要請し、連携や協定の締結を進めながら、実効性のある被害の未然防止に努めています。

鳥取県警察においても、多くの取組が精力的に進められており、特殊詐欺対策については、金融機関、宅配事業者、コンビニエンスストア業界等に働き掛け、被害を未然に防止するための協力を得たことによって、着実に成果を上げています。高齢運転者による交通事故防止対策については、県警の担当者やボランティアが高齢者宅を一軒一軒訪問して高齢者の靴等に反射材を貼り付けるといった地道な活動が続けられている一方、医師会の協力を得ながら、運転免許センターに看護師資格を持つ職員を配置して相談業務に当たってもらい、相談の内容によっては地域包括支援センターを紹介したり、業界団体の協力を得て、運転免許証を返納した後はバスやタクシーを利用しやすくしたりするなど、様々な工夫を行っています。

また、県警内においては、女性警察職員が働きやすい環境づくりや働き方改革に関する諸施策が次々と実施されるなど、柔軟な改革からは遠いと思われるがちな警察の印象とは異なり、社会の変化に対応するための取組がスピード感をもって行われています。

私は、鳥取県警察が、県民の安全安心を守るという重要な使命を果たすため、警察職員の事対処能力の向上や警察活動の基盤の強化を図るという、文字どおりの強い警察を目指す一方で、関係する他機関の力もうまく取り込んだ施策が実行されていることに心強さを感じています。

人口減少とあいまって警察職員を志望する若者が減少する中、従前の手法だけでは今後の警察運営が難しくなることが予想されます。真に強い警察であるためには、警察組織自体の充実強化と併せて、こうした他機関との連携によって奏功する施策が、今後更に欠かせないものになると思われます。それは、何にも屈しない頑強さに、柔軟な発想や対応力が加わった、弾力のあるしなやかな強さをイメージさせるものです。今後も県民の安全安心を守るため、安定感のある警察力の維持・向上に向けた各界との協力体制の構築を望みます。



「One for all, all for one」、そして「Stay hungry, stay foolish」

千葉県公安委員会委員

こぼり はるみ
小堀 陽史

委員就任 平成25年12月26日

「One for all, all for one」というラグビーの格言がある。一人は全員のために、全員は一人のためにという意味である。正に組織・団体としての行動規範にピッタリの名フレーズではないだろうか。

ラグビーの楕円形のボールは、弾んだらどこへ飛んで行くか分からない。そのボールを目掛けて一斉にメンバーが殺到し、ボールを奪い合う。ある者は自らを犠牲にし、ある者は必死に味方にパスをする。突進し倒れたらスクラムを組み、次の策を練り突き進み、そして敵陣を突破しトライ！

団結力、協調性、思考力、創造性、突破力、これら一連の流れは、組織としての業務を進める上で極めて大事な要素である。

仕事の成就是一人の力では何ともし難い。皆で助け合い、励まし合い、そして必死で解決点を探し、ゴールを目指す。これは、警察組織においても同様であることは言うまでもない。皆で情報を共有し、途中、何度でも壁にぶち当たり跳ね返されても、考え、知恵を振り絞り、解決という頂点を目指すということが。

私は、警察学校の入校式の祝辞の中で、このフレーズを使っている。寮生活の中で、学生には、友を語り、人生を語り、夢を語り、時には恋も語るなどして、団結力を養ってほしいと思うのである。

そして、「Stay hungry, stay foolish」である。

これは、米国のIT企業の創業者が、ある大学の講演で語った言葉である。講演の最後にこれを述べ、静かに壇上を降りたシーンがいまだに印象に残っている。

このフレーズを直訳すれば、「腹ぺこであれ、愚かであれ」となろうか。受け取る側としては、それぞれにその意味を考えさせられる言葉であるが、私は、こう理解している。「腹ぺこであれ＝現状に満足するな」、「愚かであれ＝常に緊張感を持って事に当たれ」と。

警察学校の卒業式では、いつも感動し、時には涙腺を刺激させられているが、その祝辞に当たっては、これからの警察を背負っていく卒業生に対し、現状に満足せず、常に緊張感を持って仕事に臨んでほしいという思いから、このフレーズを使用させていただいている。

